平成２３年（フ）第１３４号
埼玉県東松山市箭弓町１丁目17番９号　ルネスカーサ508
債務者　服部　順吉
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３６号
三重県伊勢市有滝町1934番地、住民票上の住所三重県伊勢市西豊浜町5440番地
債務者　中西　利通
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５号
北海道伊達市舟岡町200番地50　早瀬借家
債務者　吉野　智博
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
北海道白老郡白老町北吉原471番地195
債務者　三浦　由紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
北海道伊達市末永町200番地47
債務者　赤井　一裕
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
北海道登別市登別東町４丁目28番地４
債務者　米村　廣治
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
北海道登別市登別東町４丁目28番地４
債務者　米村喜美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
北海道爾志郡乙部町字元町246番地
債務者　長谷川正博
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１５号
新潟県妙高市大字杉野沢2532番地　旅苑さかや方、前住所愛知県刈谷市高津波町５丁目33番地１　クインビー102号
債務者　髙畑　克彦
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１８号
新潟県上越市高土町２丁目８番６号　コーポ山本３号
債務者　清水　基和
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２４号
新潟県妙高市大字田切580番地15
債務者　小宮　尚文
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３２９８号
名古屋市港区南十一番町２丁目13番地
債務者　澁谷　正勝
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３４号
名古屋市守山区大森４丁目2110番地　寺尾メゾネット１
債務者　稲葉　真樹
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８２号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番13―503号
債務者　中馬　健一
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７３号
大阪市東淀川区大道南２丁目６番７号　サンティール北野403号
債務者　平田静代こと　尹　　静代
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０２号
大阪市淀川区西中島５－８―21―405
債務者　キャリアコンサルティングヴォレこと　濵田　朱美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４８号
大阪府池田市東山町792番地の３　山口方
債務者　福井ひろえ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部